

第14章 相談その他の業務

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

2 事前相談制度

公正取引委員会は、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

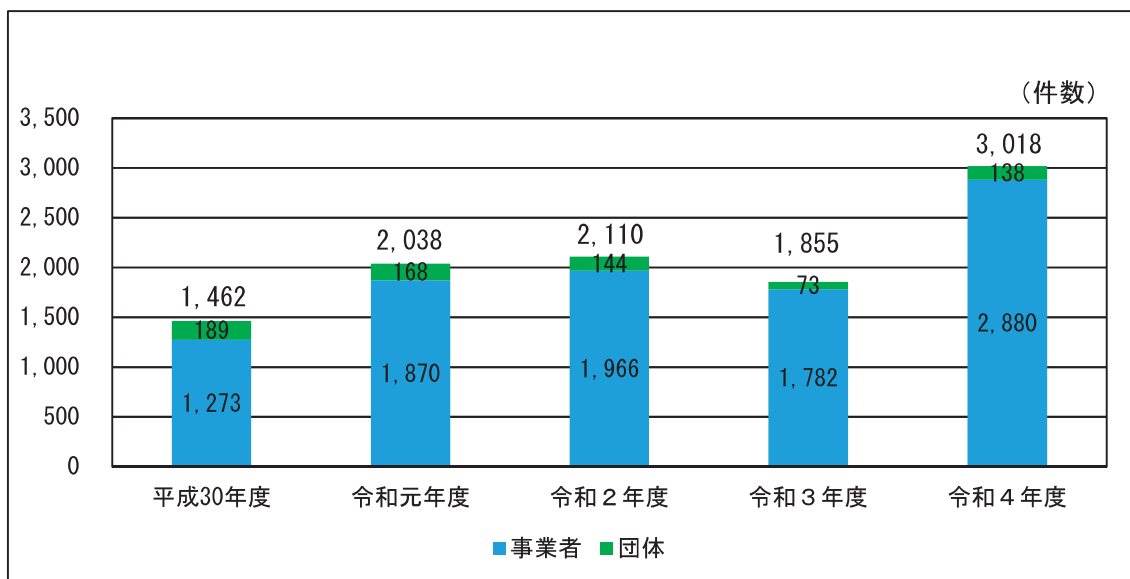
本制度は、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

令和4年度においては、アジレント・テクノロジー㈱から、同社が、卸売業者を通じて特定の病院等のエンドユーザに販売する医療機器等について、前記エンドユーザとの間で商品の販売価格・数量を決定し、卸売業者に対して、当該価格・数量での前記エンドユーザへの販売を指示することについて、本制度を利用した相談が寄せられた。公正取引委員会は、本件相談に係る行為について、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束））の観点から検討を行い、令和4年12月1日、独占禁止法上問題となるものではない旨の回答を行うとともに、その内容を公表した。

3 独占禁止法に係る相談の概要

令和4年度に受け付けた相談件数は、事業者の行為に関するもの2,880件、事業者団体の行為に関するもの138件の計3,018件である（第1図参照）。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）



4 相談事例集等

公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（令和3年度に寄せられた相談（令和3年度相談事例集）について、令和4年6月22日公表）。

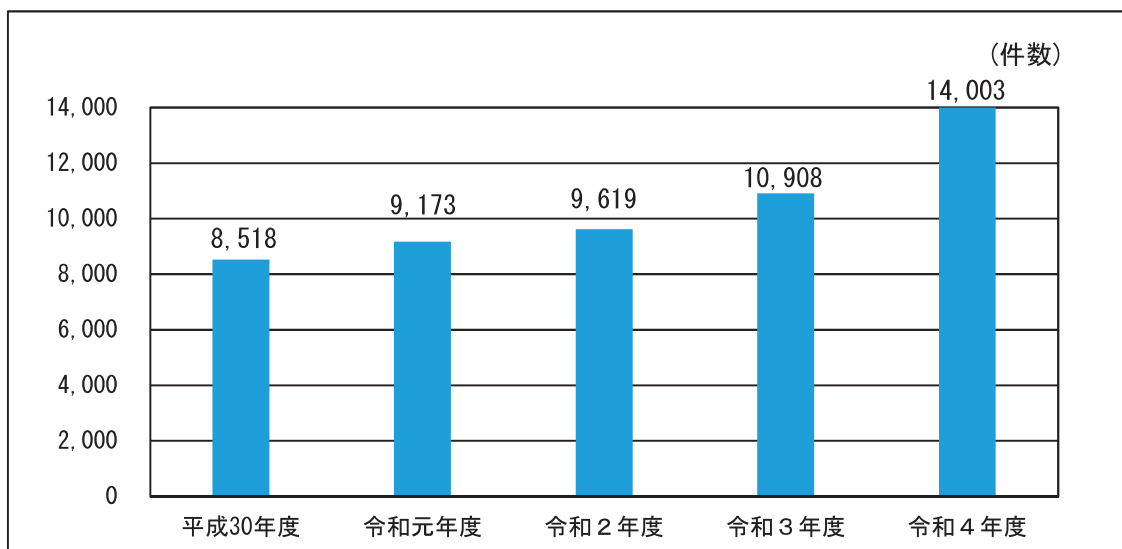
また、令和4年度においては、一般社団法人日本アルミニウム協会から、会員事業者の供給製品の原材料等に係る市況の推移、コストや価格転嫁の状況等の調査の実施及び公表の取組についての相談を受けた。公正取引委員会は、同協会による本件取組については、アンケート調査の結果の公表に当たり、個々の会員事業者や個別具体的な商品の価格等の状況を明示することなく、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示す場合には、独占禁止法上問題とならない旨の回答を行ったところ、他の事業者及び事業者団体にも参考になると考えられることから、令和4年12月9日、当該相談の概要を公表した。

5 下請法に係る相談の概要

令和4年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、1万4003件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談、適正な価格転嫁に関する相談、インボイス制度への対応に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



6 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、令和4年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布等を行った。